

## 声 明

去る5月9日、最高裁判所第二小法廷（須藤正彦裁判長）は、行政文書一部不開示決定処分取消請求事件（日韓会談文書開示請求第2次訴訟）について、上告不受理を決定した。原告の請求を棄却した2010年6月23日の東京高裁判決が確定することとなった。

本件は、日韓の市民が情報公開法に基づき外務大臣に対して開示請求した日韓会談関連文書のうち、13件の不開示文書（竹島問題に関する1件は全部不開示）の開示を求めた訴訟である。

一審および二審判決は、行政機関の長の第1次的判断を尊重すべきである、行政機関の長の判断の合理性の有無を判断するにあたっては、裁量の範囲内にあるかどうかを「一般的類型的」に判断すれば足りる、韓国側文書や別の開示文書に同じ内容の文書が存在すると推測できるということと実際に開示されることは次元が違う、との理由で原告の請求を棄却した。ただひたすら国を擁護し、「一般的類型的」なる無内容な「基準」を持ち出して司法の責任回避に努める「思考停止」状態の裁判所の姿には怒りを乗り越し、あきれられるばかりだ。

原告は上告にあたり、次の2点を指摘した。第一に、平成19年5月29日最高裁第三小法廷判決は滋賀県情報公開条例が定める非公開情報のうち、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」の「おそれ」の解釈について、具体的事実を詳細に検討し、「相当の理由」の有無について慎重な判断を行っているが、原判決はこれに反している。第二に、情報公開法上の開示請求権は憲法上の国民主権原理を踏まえた権利であり、国民の共有財産である行政情報を知る権利であり、不開示決定はその権利を妨げる行為であり、法令解釈を誤っている。

だが、最高裁は、これらの訴えを一顧だにしなかった。民主主義社会の基礎である国民の知る権利が今、危機に瀕していると言わざるをえない。

アジアとの歴史認識問題・戦後補償問題、沖縄の基地問題に例をとるまでもなく、秘密交渉によって民衆の利益と乖離した「解決」を押し付け続けてきた結果、拡大する矛盾をもはやコントロールすることさえできなくなっているのが今の日本政府の姿だ。情報の隠蔽により、市民を放射能にさらし、地球環境を危機に陥れている国と東電こそ、「国の安全が害される」（情報公開法5条3項）状態を生み出しているのではないか。過去の過ちに真摯に向き合おうとしない者に未来を語る資格はない。

本年4月施行された「公文書等の管理に関する法律」（公文書管理法）第1条には、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」「国民主権の理念にのっとり」と明記されている。私たちは、残る膨大な不開示文書の開示を求める訴訟（第3次訴訟）を東京地裁に係属中であるが、公文書管理法第1条に謳われた情報公開の精神が司法の場において貫かれるならば、第2次訴訟のような結論にはなりえないと確信している。引き続きご支援をお願いしたい。

2011年6月11日  
日韓会談文書・全面公開を求める会